



消費者トラブル注意情報～令和7年11月版～

県内の消費生活相談窓口において、最近、相談が増加している商品・サービス^{※1}をご紹介します。
あなたや身近な方が消費者被害やトラブルに遭わないよう、ご注意ください！
困ったときは、お住まいの地域の消費生活センター等に相談しましょう。

(令和7年11月12日調査分)

商品・サービス	相談内容の例 ^{※2}	助言
商品一般 (不審な電話など)	大手電話会社を名乗って固定電話に連絡があり「2時間後に電話が使えなくなります」と言われた。不審に感じたため電話を切った。	大手電話会社や国の行政機関などをかたり、不安をあおって、個人情報や金銭をだまし取ろうとする詐欺電話と思われます。電話会社や行政機関が電話の停止連絡を自動音声ガイダンスやSMSを使って連絡するとはありませんので、すぐに電話を切りましょう。 また、非通知や知らない番号からの電話には、普段から慎重に対応し、個人情報は絶対に伝えないようにしてください。 (参考)広島県消費生活課ホームページ
基礎化粧品 (定期購入に関するトラブルなど)	SNSの広告から化粧品を注文した。1回目が届いてから定期購入であることを知った。解約するには高額な解約料が必要だと初めて知った。納得いかない。	インターネット通販では、注文時の契約条件が記載されている「最終確認画面」で、定期購入になっていないか、必ず確認しましょう。また、事業者とのトラブルに備えて、SNSの広告画面や「最終確認画面」などはスクリーンショットで保存しておきましょう。困った時は、最寄りの消費生活センター等へご相談ください。 (参考)広島県消費生活課ホームページ
株 (SNS型投資詐欺など)	投資の専門家を名乗るサイトにアクセスし、無料メッセージアプリのグループに入った。グループ内では、儲かったという複数の書き込みがあり、自身も指定された個人名義の口座に振り込んだ。その後出金しようとしたができなかった。	芸能人や著名な経営者、投資家などの有名人をかたり、SNS上の投資グループに誘い込む詐欺的な手口と思われます。投資を行う場合は必ず、金融商品取引業や暗号資産交換業の登録等を受けている業者かどうかを、金融庁の「免許・許可・登録等を受けている業者一覧」で確認するようにしてください。無登録業者とは、一切関わらないようにしましょう。 また、投資資金を国内の預金口座に銀行振込で支払った場合は、警察や振込先の金融機関に連絡し、振り込んだ口座を凍結できるか相談してください。 なお、投資詐欺では、一旦払ったものを取り戻す事は困難なケースが多いので、十分に注意してください。 (参考)広島県警察ホームページ

※1 「最近、相談が増加している商品・サービス」について

商品・サービスごとに、以下の(1)の期間に寄せられた相談が5件未満だったものを除き、(1),(2)を比較して、(1)の割合が大きい上位項目を算出しています。

(1)最近の期間(調査日の約2週間前を最終日とした過去30日間)における割合

(2)過去の期間((1)以前の180日間)における割合

※2 相談内容は、相談者の申し出に基づく情報であり、事実関係を確認しているものではありません。

■相談窓口

○広島県消費者啓発サイト[「よくある相談事例」](#) ⇒ 

○電話相談：消費者ホットライン(局番なしの電話番号188(イヤヤ)) 最寄りの相談窓口につながります。
広島県消費生活センターは、082-223-6111(受付時間/月～金曜日 9:00～17:00)

○電子メール相談：県サイト[電子メール受付](#) ⇒ 

○消費生活課公式X(旧Twitter)⇒ 



広島県消費者啓発キャラクター
ナッキー＆ネイリー^{～Stop the 泣き寝入り～}

■消費者教育教材のご紹介！

令和4年の成年年齢引き下げ以降、社会経験の少ない新成人の消費者トラブルが懸念されています。そこで、広島県では、学校における実践的な消費者教育を支援するために、若者に多い消費者トラブルや契約の基礎知識などを、5分程度で説明する啓発動画を県サイトで公開しています。是非授業等でご活用ください！

詳しくは⇒[広島県 消費者トラブル「回避」Webラジオ](#)

【発行】広島県環境県民局消費生活課